

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(15)：防潮機能復旧体制の確保

②-30 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保

【達成】

【対象被害項目】 防潮対策

【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する

【関連アクション】 ⑤-1

【実施主体】

大阪府都市整備部事業管理室

大阪府都市整備部河川室

大阪府西大阪治水事務所

大阪市建設局

大阪市港湾局

【関連機関】

企業(建設業)

【小会議分類】 復旧関係小会議

【進捗状況等】

各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)大阪建設業協会・(社)日本埋立浚渫協会・(社)日本橋梁建設協会、(公社)土木学会関西支部、(公社)全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。

また、複数の府県に渡るような広域災害時の対応として、国土交通省、各府県及び政令市、関係機関と指定公共機関でもある(一社)日本建設業連合会との包括協定をH29年2月に締結している。

協定締結団体との連絡体制の構築や具体的な応急復旧方法等について、検討を行う。

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容

アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等

【大阪府都市整備部事業管理室】

建設関連の業界団体等と災害時における応急対策業務に関する協定を締結。また、複数の府県に渡るような広域災害時の対応として、国土交通省、各府県及び政令市、関係機関と指定公共機関でもある(一社)日本建設業連合会との包括協定(H29年2月締結)に基づき対応強化を図る。

【大阪府都市整備部河川室】

西大阪治水事務所にて、安治川・尻無川・木津川水門の水門ゲート閉鎖後に、津波の波圧により扉体が損傷し、ゲートの開放操作が出来なくなった場合の副水門撤去について、H27年に(一社)日本建設業連合会と連携し緊急撤去施工計画に関するWGを開催した。副水門は波圧に耐え得るよう改築している。

【大阪府西大阪治水事務所】

安治川・尻無川・木津川水門の水門ゲート閉鎖後に、津波の波圧により扉体が損傷し、ゲートの開放操作が出来なくなった場合の副水門撤去について、H27年に(一社)日本建設業連合会と連携し緊急撤去施工計画に関するWGを開催した。副水門は波圧に耐え得るよう改築している。

【大阪市建設局】

- ・(一社)日本建設業連合会、(一社)大阪建設業協会と災害時の応援復旧の協力に関する協定を締結。(25年度)
- ・訓練で情報伝達や初動体制の確認を行い、またそれぞれの協会員の方との意見交換を実施した。

【大阪市港湾局】

(防災)

埋立浚渫協会、日本橋梁建設協会、土木学会関西支部と災害時協定を締結している。

【大阪府都市整備部事業管理室】

防災訓練等を通じて対応強化を図る

【大阪府都市整備部河川室】【大阪府西大阪治水事務所】

引き続き主水門を含め対策について検討を行っている。

【大阪市建設局】

継続的に実施。

アクション目標(16)：物流機能復旧体制の確保

②-31 被災状況調査の充実

【達成】

【対象被害項目】 船舶・港湾機能

【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する

【関連アクション】 ⑤-5

【実施主体】

近畿地方整備局河川部
近畿地方整備局港湾空港部
大阪府西大阪治水事務所
大阪市港湾局

【小会議分類】 復旧関係小会議

【進捗状況等】

各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結している。

近畿地方整備局港湾空港部では、港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタント協会、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部）の三者による「災害発生における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。（H28.2）

近畿地方整備局河川部では、最大クラスの地震及び津波遡上時に被災する可能性のある堤防及び樋門等の照査を実施。大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容

アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等

【近畿地方整備局港湾空港部】

- ・（一社）海洋調査協会、（一社）港湾技術コンサルタント協会、（一社）日本潜水協会と海上・海中障害物調査に向けた災害時の応急対策にかかる協定締結を行った。（H24.4実施済）
- ・港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタント協会、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部）の三者による「災害発生における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。（H28.2実施済）

【大阪府西大阪治水事務所】

大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。

【大阪市港湾局】

（防災）

災害時における調査等の相互協力について土木学会関西支部と協定を締結している。

【大阪府西大阪治水事務所】

引き続き、適正な制度運用に努めていく。

②-32 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備 【達成】	【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能	■	【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)	【小会議分類】 復旧関係小会議
			【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)	【進捗状況等】 大阪市港湾局では、被災時の状況に応じて、所管船舶で可能な初期調査等を実施することとしている。 また、被災後の岸壁上の清掃作業について、引き続き作業体制及び作業手順について検討をすすめる。
【内容】 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめること	【関連アクション】 ⑤-6			平成29年度
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容		アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等		
【大阪市港湾局】 (海務) 被災後の岸壁上の散乱貨物等の回収等作業に向け、所管船舶にて初期調査を実施する。 また、被災後の散乱物品の撤去・回収作業に関するマニュアルを整備した。 (海上保全) 被災時の状況に応じて、所管船舶により可能な作業等について（初期調査等）対応。		【大阪市港湾局】 (海務) マニュアルの実効性を検証する。 (海上保全) 被災時の所管船舶の保全。		

②-33 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保 【達成】	【対象被害項目】 船舶・港湾機能	■	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)	【小会議分類】 復旧関係小会議		
				【進捗状況等】 近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。今後、大量の漂流物を回収した後の一時保管場所や最終処分までの手順について、検討が必要。 大阪市港湾局は、被災時の状況に応じて、所管船舶より日常実施している漂流物の撤去や所管測量船(4素子音響測深機装備)により航路泊地の水深確認・水没障害物等の調査に対応する。また、回収した漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討をすすめる。		
【関連アクション】 ⑤-7		平成29年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容		アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等				
【近畿地方整備局港湾空港部】 ①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位について検討を行った。(H24度実施済) ②神戸港湾空港技術調査事務所において漂流物の発生量の検討を行った。(H24度実施済) ③「大阪湾に係る緊急確保航路」が政令で指定された。(H26.1実施済) ④「瀬戸内海に係る緊急確保航路」が政令で追加指定された。(H28.7実施済) ⑤4つの地方整備局(近畿・中国・四国・九州)と3つの管区海上保安本部(第五・第六・第七)の7機関において「瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」を締結。(H29.12実施済) 【大阪市港湾局】 (海務) 津波来襲による水域の漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討をすすめる。		【近畿地方整備局港湾空港部】 大量の漂流物を回収した後の一時保管場所や最終処分までの手順について、検討が必要。				

②-34 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保 【達成】	【対象被害項目】 船舶・港湾機能	■	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	【小会議分類】 復旧関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保している。 加えて、近畿地方整備局では、港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体((一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部)の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2) 今後、浚渫土の土捨て場所について、検討が必要。	
			【関連アクション】 ⑤-8	平成29年度	
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等		
<p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <ul style="list-style-type: none"> (一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)日本潜水協会と海上・海中障害物調査に向けた災害時の応急対策にかかる協定締結を行った。(H24.4実施済) ・港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体 (一社) 日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社) 日本海上起重技術協会近畿支部、(一社) 海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社) 港湾技術コンサルタンツ協会、(一社) 日本埋立浚渫協会近畿支部の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2実施済) <p>【大阪市港湾局】 (計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『近畿地方整備局』、『管内港湾管理者』および港湾関係7団体『(一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部』の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結(H28.2.19済) ・大阪港BCPに基づき、近畿地方整備局とともに緊急物資輸送等の航路開闢に係る港内作業許可申請について手続きを迅速化するため、大阪海上保安監部と手続きの事前協議が完了 (H29.3) 	<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 浚渫土の土捨て場所について、検討が必要。</p> <p>【大阪市港湾局】 (工務課(環境保全))</p> <p>津波来襲後の航路浚渫に伴い必要となる処分場(夢洲や新島)での受入を検討することとなるが、浚渫土量等が示されていない現時点では、検討できない。</p>				

②-35 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保 【達成】	【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能	■	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	【小会議分類】 復旧関係小会議		
			【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者	【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)日本建設業連合会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 近畿地方整備局港湾空港部では、大阪湾港湾機能継続計画推進協議会において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP(案)を作成し公表し、大阪湾BCP(案)の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。(H24度～実施中) 資材・機材の確保、運搬ルート、施工ヤードの確保など、検討すべき多くの課題があり、引き続き検討が必要。		
【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する			平成29年度			
【関連アクション】 ④-16、⑤-9			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等			
<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 ①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP(案)を作成し公表した。(H26.3実施済) ②「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において、大阪湾BCP(案)の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。(H24～実施中)</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 安治川・尻無川・木津川水門の水門ゲート閉鎖後に、津波の波圧により扉体が損傷し、ゲートの開放操作が出来なくなった場合の副水門撤去について、H27年に(一社)日本建設業連合会と連携し緊急撤去施工計画に関するWGを開催した。副水門は波圧に耐え得るよう改築している。</p> <p>【大阪市建設局】 ・(一社)日本建設業連合会、(一社)大阪建設業協会と災害時の応援復旧の協力に関する協定を締結。(25年度) ・訓練で情報伝達や初動体制の確認を行い、またそれぞれの協会員の方との意見交換を実施した。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 被災後の岸壁等の復旧に向けた方法(民間事業者との連携)及び実施体制の検討。</p>			<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 関係機関・関係者が参加した訓練については、引き続き実施する。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き主水門を含め対策について検討を行っている。</p> <p>【大阪市建設局】 繼続的に実施。</p>			

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(24)：復旧情報の共有

④-16 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保 【達成】 <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、⑤-9</p>			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)日本建設業連合会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 近畿地方整備局港湾空港部では、大阪湾港湾機能継続計画推進協議会において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP(案)を作成し公表し、大阪湾BCP(案)の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。(H24度～実施中) 資材・機材の確保、運搬ルート、施工ヤードの確保など、検討すべき多くの課題があり、引き続き検討が必要。</p>

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(26)：防潮機能の復旧

⑤-1 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保 【達成】 <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-30</p>			■	<p>【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)大阪建設業協会・(社)日本埋立浚渫協会・(社)日本橋梁建設協会、(公社)土木学会関西支部、(公社)全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 また、複数の府県に渡るような広域災害時の対応として、国土交通省、各府県及び政令市、関係機関と指定公共機関でもある(一社)日本建設業連合会との包括協定をH29年2月に締結している。 協定締結団体との連絡体制の構築や具体的な応急復旧方法等について、検討を行う。</p>

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

⑤-3 応急復旧活動用地の確保 【達成】	【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する 【関連アクション】 ⑥-2	■	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室	【小会議分類】 復旧関係小会議 【進捗状況等】 大阪市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地（オープンスペース）の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度必要な活動用地は確保した。引き続き、オープンスペースの確保に取り組んでいく。			
			平成29年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容		アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等					
【大阪市港湾局】 (緑地) 応急復旧活動用地（オープンスペース）の確保。		【大阪市港湾局】 (緑地) ・応急復旧活動用地（オープンスペース）となる緑地整備の進捗を図る。					

アクション目標(28)：物流機能の復旧

⑤-5 被災状況調査の充実 【達成】	【対象被害項目】 船舶・港湾機能 【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ②-31	■	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)	【小会議分類】 復旧関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結している。 近畿地方整備局港湾空港部では、港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタント協会、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部）の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。（H28.2） 近畿地方整備局河川部では、最大クラスの地震及び津波遡上時に被災する可能性のある堤防及び樋門等の照査を実施。 大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。

<p>⑤-6 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能</p> <p>被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる</p> <p>【関連アクション】 ②-32</p>			<p>■</p> <p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局では、被災時の状況に応じて、所管船舶で可能な初期調査等を実施することとしている。また、被災後の岸壁上の清掃作業について、引き続き作業体制及び作業手順について検討をすすめる。</p>
<p>⑤-7 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-33</p>			<p>■</p> <p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。今後、大量の漂流物を回収した後の一時保管場所や最終処分までの手順について、検討が必要。大阪市港湾局は、被災時の状況に応じて、所管船舶より日常実施している漂流物の撤去や所管測量船(4素子音響測深機装備)により航路泊地の水深確認・水没障害物等の調査に対応する。また、回収した漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討をすすめる。</p>
<p>⑤-8 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-34</p>			<p>■</p> <p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>	<p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保している。加えて、近畿地方整備局では、港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体((一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部)の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。(H28.2) 今後、浚渫土の土捨て場所について、検討が必要。</p>

⑤-9 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保 【達成】	【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能	■	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局 【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者	【小会議分類】 復旧関係小会議
				【進捗状況等】 各実施主体において、（一社）日本建設業連合会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。近畿地方整備局港湾空港部では、大阪湾港湾機能継続計画推進協議会において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP（案）を作成し公表し、大阪湾BCP（案）の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。(H24度～実施中) 資材・機材の確保、運搬ルート、施工ヤードの確保など、検討すべき多くの課題があり、引き続き検討が必要。

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(31)：復旧活動の支援

⑥-2 応急復旧活動用地の確保 【達成】	【対象被害項目】 港湾機能	■	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室	【小会議分類】 復旧関係小会議
				【進捗状況等】 大阪市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地(オープンスペース)の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度必要な活動用地は確保した。 引き続き、オープンスペースの確保に取り組んでいく。